

# 茨城県地下水の採取の適正化に関する条例に基づく交付物受取方法等申請書

茨城県知事 殿

令和 年 月 日

住 所 : \_\_\_\_\_  
(フリガナ)  
氏 名 \_\_\_\_\_  
又は名称 : \_\_\_\_\_  
代表者職 \_\_\_\_\_  
・氏 名 : \_\_\_\_\_  
電話番号 : \_\_\_\_\_

県が発出する処分通知等について、以下のとおり交付を受けたいので申請いたします。

## 1 返信書類の受取方法（希望する方に☑）

- 電子データ（電子メール）での受取希望  
返信用メールアドレス : \_\_\_\_\_ ⇒ 以下、記載不要
- 書面（紙）での受取希望
- 郵送 又は  来庁 ⇒ 下記2へ

### 【書面（紙）での受取を希望する場合】

## 2 書面（紙）での受取を希望する場合の費用負担に関する確認（下記に☑）

- 返信書類を書面（紙）で受け取る場合には、発行に要する印刷代等の費用負担が発生することを確認しました。
- ・費用負担とは、許可書1通につき10円及び郵送の場合はその経費。
  - ・納入方法は、現金書留・来庁等の中から県と相談のうえ決定。
  - ・一度納付した手数料等の返還は出来かねます。
- ※「電子情報処理組織により交付することができる処分通知等に係る費用負担等を定める要項」第3条第4項に基づき、費用の減免等を受けようとする場合 ⇒ 下記3へ

### 【費用負担の減免を受ける場合】

- ## 3 以下の理由により電子による交付を受けることが困難であるため、「電子情報処理組織により交付することができる処分通知等に係る費用負担等を定める要項」第3条第4項に基づき、書面等の交付に係る費用の減免等を受けたいので申し立てます。（該当するもの1つに☑）
- (1) 処分通知等を受取することができる機器\*・環境を有していない  
※パソコン等（スマートフォン及びタブレットを除く）。
- (2) 経済的困難により納付する資力がない
- (ア) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けているため
- (イ) 天災その他の非常災害により損害を受け現に著しく困窮しているため
- (ウ) 上記(2)に掲げる場合に準ずると認められるため
- (3) その他（下記に具体的な理由を記載。別紙可。）  
理由 : \_\_\_\_\_

(注) 上記3の(2)(ア)に該当することを理由する場合にあっては扶助を受けていることを証明する書面を、(イ)又は(ウ)に該当することを理由とする場合にあっては、これらの事実を証明する書面を添付すること。